

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和三十七年二月十六日(金曜日)

午後三時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂嘉君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
森 八三一君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
古池 信三君
温水 三郎君
小笠原三男君
大森 創造君
木下 友敬君
清澤 俊英君
天田 勝正君

國務大臣

農林大臣 河野 一郎君
政府委員 農林政務次官 中野 文門君
農林大臣官房長 昌谷 孝君
農林大臣官 房予算課長 楠垣徳太郎君
農林省農林 經濟局長 坂村 吉正君
農林省振興局長 斎藤 誠君
農林省畜産局長 森 茂雄君
農林省蚕糸局長 立川 宗保君

第八部

農林水産委員会會議録第七号 昭和三十七年二月十六日

食糧庁長官 大沢 融君
林野庁長官 吉村 清英君
水産庁次長 村田 豊三君
事務局副 常任委員 安永城敏男君
会専門員 農林省農地 局参事官 富谷 彰介君

説明員

農林省農地 局参事官 富谷 彰介君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(農林水産基本政策に関する件)

○委員長(梶原茂嘉君) ただいまから
農林水産委員会を開会いたします。

この際、農林水産基本政策に関する
件を議題とし、前回に続きまして農林
大臣に対する質疑を行ないます。御質
疑の方の発言は、委員長におきまして
御指名申し上げます。なお、質疑の時
間は、大臣の答弁も含みまして、一人
三十分以内にお願ひいたします。小笠
原君。

○小笠原三男君 質問に入る前に委
員長にお願いですが、三十分と限定さ
れては、この膨大な報告書の質疑はお
よそ不可能なもので、機会を見て順次
やっていただけたらという意味でこの際
は三十分と、こういうふうにと承しま
すが、そのとおりでございますか。

○委員長(梶原茂嘉君) お答えを申し
上げます。先般の委員長、理事の打ち
合わせで、大臣に対する御質問は往復
三十分以内しようという話に話し
合ひをいたしましたわけでございます。す
でに数人の方々の御質問があったので

ありますけれども、やはりその申し合
わせの線でお願ひしたわけございま
す。したがって本日もその例にひたつ
てお願ひしたいと思います。なお今後い
ろいろ大臣に対する御質問を願う機会
もあらうかと思ひます。そういう際
につきましては、また御相談申し上げま
して善処することにししたいと思います。

○小笠原三男君 唐突な質問です
が、農業の動向に関する年次報告を読
んでみまして、まだ本格的に実施に
移されておられない農業基本法自身
について検討を要するといふような
そういう検討の仕方は農林当局では
やっておられないのでございませうか。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知のよ
うに、農業基本法制定になりましてか
ら、たとえて申し上げますと、近時とみに
起つて参りましたE E Cの自由国家
群の貿易の上及び参りました影
響、これが今アメリカと欧州との間に
いろいろ協議が行なわれておるようで
ございまして、それがさらに日本、カ
ナダ等についても同じような問題が起
こつてくる可能性があるわけございま
す。さらにまた、これと相関連する
がごとくに、東南アジアと日本との間
に同じような経済圏と申しますか、と
いふような話もぼちぼち起りかけて
おるわけでございます。こういう世界
の動きを見てみますと、これまで想
像しなかつた、たとえばこれまでわれ
われが想像しておりましたものは、い
わゆる貿易の自由化といふようなこと
でございしたので、貿易の自由化と

いふような場合には、たびたび申し上
げましたとおり、われわれは、農業
の各国における特殊性といふものか
ら、各国でも、それだけの農業をそれぞ
れの国において保護するといふような
ことは肯定されておつたのでございま
すけれども、それが今回、今申し上げ
ましたような広い角度において貿易
をどうするか。たとえば欧州共同体の
中における農業問題が取り扱われまし
た角度等を見ますと、こういう従来の
線をこえてやっておるようでございま
す。そういうことが世界の傾向とし
て、その中に日本が一体入るようにな
るからぬかといふような場合等も想
定して、われわれは準備はしておかな
ければならぬのじやなからうかといふ
ことも実は考えたわけでございませう。

そういうような新しい動向が出て参り
ますれば、それに対処する必然的な日
本農業に対して、われわれも基本的な
考え方、検討といふものは当然いたさ
なければならぬと思つたのでありま
す。そういうことにありますと、農業
基本法そのものについて決して改定す
るとか、基本法そのものがどうこうと
いふのじやなしに、それとは別に別途
また基本的な考えなければならぬ問
題がありはせんかといふことも、想像
すればできるわけでございまして、実
は私としてはそういう機会に処するた
めに基本的な研究をいたさなければな
らぬのじやなからうかといふことを
考えておりますので、この私のお答え
が御満足がいくかどうかわかりません
が、基本法そのものについて検討する

といふことよりも、日本農業とこれら
世界農業との間の関連性、それに対す
る基本的な考え方といふものについて
考えなければならぬのじやなからうか
といふことは考えておるわけでありま
す。

○小笠原三男君 あとで機会がある
際にこまかく御質問しなければいかぬ
ので、本日は乱暴粗雑な質問になると
思ふのですが、三十六年度の報告で見
ても、農業生産なりあるいは農家収入
なりがふえたといふても、しかし、他産
業との開差はますます開く一方なんで
すね。農業基本法の目標とするところ
は、家族経営であつて適正な家族構成
のもとで家族農業従事者が正常な能率
で働いて、ほぼ完全に就業する程度の
規模で他の産業に従事する者の生活水
準に釣り合う生活をなし得るものと、
こういうことで自立農家を百万戸十年
間に形成しようといふのが根幹になつ
てきておるの、農業基本法なんので
ございまして、ところが一方、こういう
ふうの開差は拡大する、しかも五年く
らい前までは一町五反くらいで自立農
家としてやっていられたといふのが、現
在以降においては、二町五反くらいを
目標にして百万戸を作つていかなけれ
ばならないといふこととです。この報告
で見ると、二町五反程度のところが専
業農家としてその家計費水準といふも
のが七二から九五%、他の都市の勤勞
者の家計費に比べてその程度にしか
なつておらない。それが全農家戸数の
微々たるものである一町から二町あた
りのところが一番停滞している農家の

形勢だということが報告されている。五反以下の兼業農家の農業外収入のあるところが家計費が伸びている、こういう報告なんですね。そうしますと二町五反で百万戸の農家を形成して自立農家を作っていくとしまして、結局それは農家戸数全体の五分の一程度のものがこの十年間に生じられるだけで、あの中間層の農家というものは、農地を取得して専業農家として、自立農家として上に上がっていくか、そうでなければ、転落農家として、兼業農家として農業外収入というものが大部分の収益を得ようとする農家になる、五分の四はそれになる。こういう状態で日本の農業というものはあるいは農家というものが他産業と均衡のとれた生活水準、所得水準に達するか、もう明らかに、この報告で見ても、それには達することができないんじゃないか、こういう感じは私持っているのです。ですから、この点は今後どうされるのかということをお聞きするとともに、もっと突っ込んで言えば、この自立農家というのは、農地法の改革で今日までやってきた点、あるいは農政そのものが全部そこに集中してやってきた点で、それは農家の生活水準は上がった、あるいは日本の農業生産も上がった、経済も高まったという歴史的なそういういい部分は正当に評価しなければならぬが、自立農家それ自身を推進してきたということが今後の農業経済の発展のためには、逆な意味で障害となっておる。もう停滞しておるんです。矛盾が内包されておるんだというふうに思っているんじゃないかと思ふ。この自立農家を形成するということだ

けで日本農業が生き延びるものかどうかというところ、端的にまあ二点としてお尋ねしたいんです。大臣のような有力な方がおられて恒久的な施策ができるのであって、単にいいかげんな大臣が出たからといって、それは農家のためにはならぬ。期待が大きいので、私はこの点を基本的な問題としてお尋ねする。その百万戸の形成そのものができていくのか、まずやるといふなら、それで農家それ自身は階層分化します。しますけれども、百万戸ばかりでもいいから、それは確かに自立農家として十年間の間にやっていく、こういうお見通しで施策を今後おやりになるかというのか。もう一つは、そういうことをしたからといって、この自立農家の育成ということだけでは、日本の農業というものは、もう内部矛盾のために、伸びないのじゃないか。農業従事者はみんな自立農家ということにはなり得ないのですから、少なくとも五分の四というものはなり得ないのですから、それらはどうされるのか、この点をお伺いします。

○国務大臣(河野一朗) 少しお答えが適切にいきかねるかもしれませんが、第一は、これまで日本農業が持っておった弱い面、その弱い面は一応政府の保護政策でこれをカバーしておった。であるから自立でなくて常に保護が必ずつきまとい、そこに一応の安定を考へてきた。したがって狭い耕地でありますから、その耕地を適正規模の農家というふうな意味合いで一町五反、二町五反といふ一町五反といふもので、一応みんな多数の者がおやりなさい、足りない者は助けます、米が安ければ何とかしますというふうなことで、長年の間やって参りました。その情性、その現実、そこに、こういう時代に入って参りまして、これじゃあもういかぬ、そこに自立農家を考えなければいけません。自立したためには、少なくとも今まで考へておったような一町五反前後のものでは計算が立たないと、そこで一町二町五反程度のものを考えなければ、施策をしても、自立の計算が立っていかぬといふことから、一町二町五反前後のものをもちまして、そこをどういう経営をしていったらいいか、それで自立した農家が出来るかというところを、百万戸と申しまして、いいます。そこで、百万戸と申しまして、これも、これはなるべく多いことを期待いたしますが、御承知のとおり、非常な一般の農家の諸君の土地に対する執着がございまして、それをこっぴどい合せて二町五反、これもこうして二町五反という工合にいきにくい。したがって、なるべくそうあってほしいという希望を持ちつつ、そういうものを想像して、奨励してやって参るといふことに基本の考えを置いております。

これは基本の考えでございまして、それが一応農業基本法で考えるところの自立農家。ところが、それじゃそうならぬものはどうするのだというところになります。そこで、私はこの現実に見れば、一体そういうふうにならなければどうするのだ、ならぬものはどうするのだ。何と云つても新たに土地を造成すると申します、全力をあげて土地を造るつもりでおりますもの、なかなか急にそれが、この狭いところで、大ぜいの方々に二町五反といふところ、それで、そういうふうにいけるものでない

ので、努力をいたして、なるべくそれ今申しますように百万戸の自立農家を造るといふような行き方と同じような意味において、土地の造成には努力いたしますが、それもなかなかいきかねるだろう。

そこで、次の話に入りますが、成長農業というものをわれわれは想像いたしますが、たとえて申しますれば、くだもの、いたしまして、今までくだもの、奨励をあまりやっていなかった。これも非常に高級な食生活の、高級な支出のうちに計算されておったものを、そうでないふりに、大いにこれを家計の中に日常取り入れるようにして、そうしてこれを農家の所得の中に入れていく。畜産の製品についても同様であるというふうな意味合いから、従来農家の収入に、経営の主体となり、また、もしくは収入に入っていない、かつこれらの新しい農業を取り入れて、そうして今申し上げました土地の中、これを計算の中におきつつ収入を増していくこと、一部は、これはくじけないか。これにもいろいろいかなるものがある。その場合に私はたとえて申しますれば、畜産を主体にしてやります場合には、どうしても相当の広い面積を要求いたします。ところが、これを温室栽培に切りかえた場合にはどうなるか。狭い面積に金をかけて、今日全国各地に見受けられますような温室栽培を経営の中に取り入れて奨励することになります。その資本が加わることによって面積が狭くても収入はふえていくことができるだろう。そうしてそこに新しい自立したものができるようにしていくだろう。くだもの品を作る場合にどうなる

か、くだもの種類によつては面積と比例するといふことなしに、面積の広さとむしろ関係なしに高級なくだものを作る場合には、そこに一つのものが得られるだろう。たとえば石垣イチゴのようなものについても、そういうことがいえると思ふのであります。こういったようにいろいろな農業の種類、もしくは技術の進歩というふうなものを取り入れて、そうして農業の高度化をはかることによりまして、経営面積とは別途資本を加えることによつて労働力が収入に変わってくることを考える。じゃなからうかといふようなことを考へつつ、日本全体にわたつて地域的に適正な農業経営を計算いたしました。そうして全体にわたつて構造の改善をやつていくといふことを一応の目標としていたしてございまして、したがっていま二町五反歩百万戸というものがねらいじゃない。二町五反歩経営規模を拡大したものとむろんけつこうでございまして、第一にはそれを考えます。しかし、そうならぬ狭いところにも施設をいろいろいたすことによって、狭いところにも自立した農家がでることはなからう。じゃなからうといふことも考へて、資本を加えることによつてそこに土地と資本というものによつて、労働力が相当高く運営できることが考えられる。

第三番目には、それは申しながら、一家の家族のうちで工場分散、地方誘致等によりまして、農家の労働力の一部が工場労働力に変わつて参る。残存の者は、その残余の土地を経営するといふことによつて、面積が狭いながらも、収入もそれだけで立つことはできまけんけれども、兼業農家というも

のは、そこに従来よりも明かるく安定した兼業農家というものも形成できるのじゃないか。その点については、特に今後ひとつ研究をして、どういうふうに着業農家の安定化、固定化をはかっていくことが適切であるかということについては、特に検討を加えてみたいと考えておる次第でございます。

○小笠原三男君 今のお答えですが、前半と後半のお答えは違ふと思ふんですね。温室栽培をやるとか、資本投下して云々するとか、そういうのは日本農業において一般的な問題として、今農業基本法の問題を消化していくにあたって考えられることではないかと思う。それはしかし、農業構造の改善事業とはいっても、農業基本法でいわれる改善政策ではないかと思う。あくまでも農業基本法の要求するところは、農地の移動、それによる適正農家自立農家の形成という点にあると思ふんです。構造改善事業というのは、従来のような零細な補助金等をバラバラまくとくことではなくて、総合的に集約的にその金を町村に出して改善事業を行なわせる。それはそれなりに意味があると思ふ。否定はいたしません。それはしかし、この基本法でいわれる選択拡大というものに類するものでしょう。主産地形成というても、基本はそこにあると思ふんです。しかし、それをやるにしても、農業基盤を整備されるということ、これが第一だと思ふ。諸外国のそれと四敵し競争するにしましても、どこでも小農的な経営から脱却する道というものは基本的に考えられると思ふんです、考えられてい

私は、その改善事業というものは、一応あとでお尋ねしますから、これは取り除いて、オーソドックスに、この百万戸を作るなら作るとして、そのことができるのかできないのかというところをこの報告で見ますと、あるいは本年の施策というもので見ますと、何が出ているかといえ、自作農創設資金の拡充というのが出ています。そうして、これは、転落農家を防止するといふ資金手当が土地の取得という創設資金という方向に変わってきておる。これも一つの方向でしょう。あるいは農地法の改正によって、相続とかあるいは農地の移動とかいろいろ考えられる。こんなんです。こういうことをやることによって、十年間に百万戸の自立農家が出来るのかできないのかというところがやっぱり検討されていいのでないか。このことをお尋ねするのです。このことに、ほんとうにできるということでは農林当局は取り組んでおるのかどうか。ここに出てきておるもの、あるいは予算、こういうものを見ただけでは、われわれは必ずしもそういうところには口では言うておいても、そういうところに力点が置かれていないというふうには考えられる。そして何か、構造改善事業というものにすれば、これが出てくるんじゃないかと、端的にそういう感じを持つ。たとえば農地が、今農地の移動というものはなかなか困難だと大臣がおっしゃったし、この報告でもあります。それは農業人口は、若い者は都市にどんどん出ていく。けれども農家戸数は減らない。土地を握って離さないというところになる。だから移動は困難でしょう。困難なものをどういうふうにして移動させ

ていくか。開拓といいますが、ここに開拓と出ていますが、つづれ地と比較してみたら、新規の開拓というものは微々たるものです。総体的にいつて農地の造成というふうなことは、工業用地その他からいえば、それは現状において考えられないことなんです。そこで農地の移動ということになるが、反当ですね、二十万から三十万を要する。そうしてかりに買おうとして、取得できるとして金を借りる。そうして反当一万近い利子を払う。反当収益が米四石なら四石というもので考えてみて、四万四、五千円のもので二万近い利払いをして、二十年近いものを得ますね。それ自身困難があるのじゃないか。またその資金手当といいますが、十年間の移動でそういうものを形成しようというのには三兆円くらいかかるのではないかと、私たちのほうでは言うておる。しかし、それだけの年度の手当があるのか、ない。また一方、土地というものは値段があつて値段がないものなんですか。自立的資本と云われておるうちに、こういうものがどんどん高くて、二十万円ずつの資金が全国に散布したら、これをどういうふうにして吸収するか。吸収しなかったらこれはインフレです。それやこれやを考へて、大臣としてはこの百万戸の農家というものを具体的に逐年どういうふうにして形成していくかとしておられるのか、その施策をお伺いしたい。この報告や施策という中には、強力にこれが出ていない。ちつとも出ていないと言つてもいいんです。これは、どこを説んでも具体的に、初年一年度にはこう、二年度にはこう、三年度はこうの程度、そういう青写真も何もない。

そこで私疑問があるから先ほどからお尋ねしている。構造改善事業とは切り離してこの問題はお答え願いたい。この改善事業を私は否定するんじゃないんです。改善事業そのものは過去の息けておった部分をどうしてもやらざるを得なくなつた。たとえば果樹のようなものがそうです。畜産というふうなものも当然やり得べきものが停滞、もたもたしておったのが、ようやく大臣になって踏み切りがついてきた。道が開けてきた、歓迎すべきことでしょ

う、それ自体は。しかし、大臣がおっしゃったとおり、温室でどうするか、資本を集約的に投下して、そうして零細な土地面積の中から高収益を得ていく、こういうふうなことは一般的な議論としては日本だけが特殊な事情で、それは対外的にもそれに太刀打ちできるような姿勢になるんだと言われたいと思ふんです。やっぱり適正な耕地面積を持つ、そのことが農業基盤の整備だと思ふ。で五分の四はどうか、あつてお尋ねいたしますが、五分の一の農家だけでもほんとうにこの十年間で生きていけるかどうか、こういうことをお尋ねしておる。

○國務大臣(河野一朗君) ただいまお答え申し上げましたとおり、基盤となるべき耕地面積は、今までのものでは狭い、これを拡大しなければいけません。これは基本的なことでございます。つまり、従来の適正規模と申した一町数反歩のものでは狭い、これを二町、二町五反に広げていくべきものだ、がしか

し、私考えますのに、世界各国どこを見ても、まずこれはたとえ二町歩だが見れば農業経営としては決して広い面積じゃない。よほどそこは集約的なものを考えなきゃいかぬ。ところが、広い面積を利用しておるものが非常に農家としてうまくいっておるかといえ

ば、必ずしも私はそうではないと思ふのでありまして、問題は常識的にある程度のものであればございませうけれども、問題は土地をいかに利用するかというところによつてきますのだと私は思ふのでございませう。だから、農業基本法の際にわが党で申しましたとおり、基盤を拡充して、そしてある相当の面積を持つて、そこに自立農家を形成するという一つの方針、方向というものは間違いない、そのとおりだと私は思ふ、それでいくべきなんだと。しかし、それだけが絶対のものじゃない。これをいかに運用するか、経営していくかというところに主眼はあるものと私は思ふのでございませう。だから話がちやちやしたようで、決してごまかそうという意見じゃございませうが、これをどういうふう

に経営していくかというのを相兼ねていくべきものという意味で申し上げておるのでございまして、同時に御承知のとおり、非常に設備投資が過熱いたしました、そうして全国各地に工場敷地というふうなことが出てきて、その地方の土地をいたずらに値を高めております。これが必ずしも適正な値段とも私は考えません。したがって、むしろ安定の中に順次そういう傾向、方向を持ていく。もしくは、一部の方が都市に労働しておられる人も、今はその土地に非常に愛情を持っておられる人も、その自分の職業について、都市の職業について安定し、固定して参れば、その土地を移動するというふうなことも起

で、もう一つお尋ねしたいことは、そういう意味で十年後にでき上がった二町五反農家といえども、それは企業経営をやり得る農家ではない、目標は、利潤が出ないのだから、ただたしか毎年々々働いて、粗収入百万なら百万を得るといふだけのことで、他の企業のように利潤がいかに多いことには及ばない計算なんですから、この二町五反農家というのは、そうしたら大臣がおっしゃる企業経営と申しますか、資本を投下して集約的な農業を行なうとかいうようなことそれ自身も、構造改善事業だけでは私は実現しない。そういう点で次の機会にもう一度私はお尋ねしたいのですが、百万戸農家形成のための具体的な農地の移動、取得、これに関してのお考えというもの、を、農業基本法のとときあれだけ農民に訴えたことなんですから、その具体的な施策というものをお示し願いたいと思うのです。また逆な意味で言う、と、それで百万戸はかりにできたとしても、あとの五分の四である四百五十

○國務大臣（河野一郎君） 私は経営の共同化は悪いという考えは持っておりません。それは人情、風俗、北から南に非常に違っておりますから、一つのものでこれをこうあるべきだといつてきめることは無理じゃないか。その地方々々によって一番皆さんに好ま

か、今後おやりになりますか。農協を通してでもよし、各都道府県市町村を通してでもよし、あるいは普及員を通してでもよし、経営の問題として、各種各様の地域々々による組み合わせなり、いろいろの小規模、大規模いろいろなケースを研究せられて、主産地形成なら主産地形成それ一つの中の共同化、協業化でもいいが、具体的な取りきめについて、一つのものを持って農林当局が指導せられるという姿勢がありますか。今日までないですね、それは。

○國務大臣（河野一郎電） 農協法改正案を実は御審議願っておるのでございますが、この目標とするところのものは、農事組合の法人化を意図しまして、そして今御指摘になりましたような方向に経営を持ていくことに資するためによつておるのでございまして、われわれとしても積極的に御指摘のようなことを考えてやるつもりでございます。

○小笠原二三男君 終わりますけれども、私はもう一度きこまかく、大臣がおらぬでも、局長の方にお尋ねしたいと思ひます。きょうはこれで終わります。

○委員長（橋本薩重君） 本件につきましては、この程度にいたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十五分散会

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

(補助等の額の限度)

第四十五條の二 第三十八條第一項第六号の業務については、事業団が毎事業年度指定助成対象事業についての補助に要する経費並びに同号の業務の管理及び同号の業務に附帯する業務に要する経費として支出することが出来る額は、通じて、第五十四條の三第一項の資金の運用によつて生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額を基準として農林省令で定めるところにより算出される額を限度とする。

第四十六條第一項に次の一号を加える。

三 第三十八條第一項第六号の業務(補助金の交付及び出資の決定を除く。)については、都道府県その他農林大臣の指定する者

第四十八條第一項中「これに附帯する業務を含む。」を「これに附帯する業務を含む。以下同じ。」及び同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)に改め、政令で定めるところにより「これ」を「それぞれ」を加える。

第四十八條第二項中「前項の特別の勘定」を「第三十八條第一項第五号の業務に係る前項の特別の勘定」に改める。

第五十條第二項中「第四十八條第一項の特別の勘定」を「第三十八條第一項第五号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定」に改める。

第五十一條中「六月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第五十二條第一項中「第四十八條第一項の特別の勘定」を「第三十八條

第一項第五号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定」に改める。

第五十四條の次に次の二条を加える。

(交付金)

第五十四條の二 政府は、予算の範囲内、事業団に対し、第三十八條第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てたるため交付金を交付することが出来る。

(資金)

第五十四條の三 事業団は、前条の規定により交付を受けた交付金を第三十八條第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てたるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の資金は、次条の規定により運用する場合のほか、第三十八條第一項第六号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することが出来る。

第五十六條の次に次の一条を加える。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用)

第五十六條の二 事業団が第三十八條第一項第六号の業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(第二十三條の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を

含む。)を準用する。この場合において、同法(第二條第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「畜産振興事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「畜産振興事業団の理事長」と読み替へるものとする。

第六十二條第一項中「これを」の下に「政令で定めるところにより当該残余財産の額のうち第三十八條第一項第六号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に属する額に相当する額まで国庫に納付し、なお残余があるときは、その残余を」を加える。

第六十三條第一号中「第三十八條第一項第四号、第四十二條各号」を「第三十八條第一項第四号若しくは第六号、第四十二條各号、第四十五條の二」に改める。

第六十八條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第五十四條の三第二項の規定に違反して、同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

附則第十一條中「当分の間、」の下に「第三十八條第一項第五号の業務に係る」を加え、「第三十八條第一項第五号の業務(これに附帯する業務を含む。)」を「第三十八條第一項第五号及び第六号の業務」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 畜産振興事業団の昭和三十七事業年度については、改正後の第四十五條の二中「第五十四條の三第一項の資金の運用によつて生ずる

前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額を基準として農林省令で定めるところにより算出される額」とあるのは、「五千万円」とする。

3 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の四第一項中「酪農経営改善計画の実施及び第二十四條の三の学校給食に係る措置の実施」を「及び酪農経営改善計画の実施」に改める。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案

てん菜生産振興臨時措置法の二部を改正する法律案

てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案

てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第八部

農林水産委員会會議録第七号

昭和三十七年二月十六日

【巻頭詞】

昭和三十一年二月二十一日印刷

昭和三十一年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局